

松戸市住民投票制度検討委員会会議（第2回）議事概要

1 日時

平成23年4月25日（月）18時30分～20時30分

2 場所

松戸市役所 議会棟3階 特別委員会室

3 出席者（敬称略）

坂野 喜隆、小倉 純夫、石津 廣司、長江 曜子、角口 早苗、東 敏明、堀 和子、岩橋 成明（以上8名）

4 傍聴者

4名

5 議題

(1) 住民投票の対象事項について（論点①）

住民投票の対象事項について、一定の事項を対象から除外するネガティブリスト方式と、住民投票が可能な項目を列挙するポジティブリスト方式があるが、ネガティブリスト方式を採用すべきである。

- ・基本的には、どちらにしても大きな違いはないが、住民投票条例を作り、広く市民に対して意見を求めるのであれば、できるだけ窓口を広くした方がよい。そのうえで、住民投票にそぐわない事項を除外すればよい。（委員）
- ・近隣市町村を見てみると、我孫子市はポジティブリスト方式を採用しているが、その他のほとんどの自治体は、ネガティブリスト方式であり、ポジティブリスト方式を採用している自治体は少ない。（委員）
- ・ポジティブリスト方式を採用した場合、我孫子市を例にすると、「市の実施する特定の重要施策」に該当するかどうかは、行政側が判断することにな

る。そのため、住民投票の対象事項であるかどうかの判断が非常に恣意的になる可能性があり、行政裁量の範囲が広がる。(委員長)

(2) 投票の請求・発議等について (論点②)

① 住民のイニシアティブによるのか、議会や市長が請求・発議するのにかについて

住民、市議会、市長の3者に発議権を持たせた方がよいが、住民が意思を示すという住民投票条例の本来の趣旨から判断すると、住民自身が発案してもらうのが一番望ましい。市議会と市長は、住民に比べて十分に法律により与えられた公的な権限があるので、特に発議の要件については厳格にするべきである。

- ・住民投票が必要になる場合は、市長と市議会の意見が対立しているケース、あるいは、市長や市議会の政策に住民の声が反映されていないというケースなどが考えられる。(委員)
- ・今後、住民投票の結果を拘束とするか、非拘束とするかの議論をする必要があるが、もし、仮に、非拘束とし、住民、市議会、市長の3者に尊重義務を求めることを考慮すると、発議は住民だけでなく、3者に認められた方が尊重義務に繋がると思う。(委員)
- ・市長の住民投票の発議に議会の同意が必要とした場合、市長と市議会の意見が対立しているときは、市長が市議会の同意を得られないため、住民投票の発議をできず、市長に発議を認めた意味がなくなってしまうという意見もある。しかし、市議会にそういうかたちで関与させるというのは、市民が見ることができる公の場で議論がなされるので、結果的に、住民投票が行われなくても、その審議の経過を市民に見てもらうことに意味はある。(委員)
- ・住民が声を上げ、その意思を表明することは、実際には難しいので、モニタリング(住民の声を拾いあげること。)をして市議会が、住民投票条例に基づき、住民投票を実施することも手段としては、有効である。(委員長)

② 住民発議における署名数の要件をどうするか。

松戸市の人口（約49万人）、他の市町村の必要署名数の状況、地方自治法の条例の制定・改廃の直接請求の要件である50分の1又は首長の解職請求の要件である3分の1等があるが、少なすぎたり、厳しすぎたりということもあることから、住民発議に必要な署名数は、有権者の1割を妥当とする。

- ・今、地方自治法を改正し、住民投票制度を法制化し、投票結果に法的な拘束力を持たせること、投票できる年齢等の要件といった基本的な事項を地方自治法で規定することが想定される。今後議論していく過程で、地方自治法の改正内容が具体化されてくれば、それを踏まえていかなければならない。（委員）
- ・ある程度要件を緩めることで、住民投票が濫発され、物事がなかなか進んでいかない事態も想定される。（委員）
- ・住民自治の観点から、住民の意見は十分に出すべきという見解もあるが、憲法、地方自治法上では、間接民主制が原則であるので、住民投票は、間接民主制の補完にしかなりえない。署名数の要件についても、市民の代表である、市民が選んだ議員が決めるというのが、一般原則である。そのため、本委員会は、市長に答申を出して、市長は、その答申を受けて条例を市議会に提出し、市議会が、その要件について判断することになる。（委員長）

(3) 投票資格者について（論点③）

① 公職選挙法に規定する選挙人名簿登録者（20歳以上）に限るのか。

憲法改正の国民投票も18歳以上から認められていること、大学生の年齢、実際の就職年齢、結婚できる年齢等を考えると、18歳は一般的に十分物事を判断できる年齢であるので、概ね18歳以上に投票資格を認めるべきである。

- ・住民投票の結果を、拘束型にするのか、非拘束型にするのか、という議

論と係ってくる。例えば、拘束型を前提にすると、法令との整合性の観点から考えなければならないが、非拘束型を前提にすると、18歳以上、又は少し考え方を広げ、これから先の5年、10年その地域で暮らし、働くということを考慮すれば、16歳以上に投票資格を認めることも考えられる。(委員)

- ・投票資格者を、20歳以上で日本国籍を有する人と定義すると、現行の公職選挙法の投票資格者と一致するので、現行の公職選挙と同程度の経費で住民投票を実施できる。公職選挙法と異なる投票資格を認め、その範囲を広げれば、広げるほど、経費がかかり、それだけの負担を市が伴うことになる。(委員)
- ・大和市が住民投票の資格を16歳以上にしたのは、高校生にプレゼンをさせたところ、そのプレゼンがとてもよくて、その地域のことをよく考えていたから、という話を聞いた。そのことを考えると、松戸市の高校生のレベルがどうなのかを検討する必要もあるのではないか。(委員長)

② 外国人を含めるのか？

定住外国人については、次回、きちんと定義を踏まえたうえで、議論をする。なお、次のような意見があった。

- ・政策判断に関することを外国人も含めていいのか、逆に言うと、公務員にしてよいかという議論に重なるため、川崎市、東京都ではさまざまな判断がある。そういったことも踏まえて考えていくべきである。重要な政策判断にどこまで、外国人も入れるのか、という問題もある。(委員長)
- ・外国人は、永住であれば、その地域で生活していることから、市と密接な関係があるので、外国人登録法に基づいて、永住外国人を含めてもよいと考える。(委員)
- ・外国人も、市民であることには変わりはないので、投票資格を認めることも、根拠が無いわけではないが、市民のひとりとしてどれだけの権能

を与えるかという問題であるので、外国人をどのように位置づけるかは、やはり、自治体自らが決めればよい。(委員)

- ・ある程度定住して、松戸市のことについて理解をしている人であれば、外国人であっても、市民として、松戸市の重要な事項に参加させる姿勢を認めるという方向でよいと思う。(委員)

(4) その他

- ① 検討委員会開催について、8月までに予備日を含め8回予定していたが、震災の関係で3月開催予定であった2回目の会議を延期し、1回ずれ込んでしまったので、今後、1回の開催時間を30分ないしは1時間延長して開催するようにして1回分の開催を補完することにする。
- ② 本委員会に関しては、今後、議論していく途中で、一度決定したことについて、再度検討を要することも想定される。そのときは、一度決まったものということではなく、より良いもの作っていくためにも、再度議論をしていきたい。(委員長)
- ③ 次回に議論を持ち越した件は次のとおりである。
 - ア 議会、首長の住民投票発議の要件について
 - イ 永住外国人について